欧州							1,638
ウィーン（在ウィーン国際機関）	16.0%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638
ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	8.7%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
（軍縮会議）	8.7%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
パリ								
（経済協力開発機構）	11.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
（国際連合教育科学文化機関）	11.4%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
ブリュッセル（欧州連合）	14.3%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　在ボリビア、在グルジア、在ベナン、在マラウイ及び在ルワンダの各日本国大使館並びに在ムンバイ、在カラチ、在ベレン及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であって、平成二十五年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第八条の九第一項中「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加える。

第八条の十第一項中「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第九条の七第二十七項ただし書を削る。

第二十条の三第一項の表法人税法第五十九条第二項の項中

第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
同条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項

を

第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
同条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項

に改め、同表法人税法施行令第百十二条第五項第二号の項の次に次のように加える。

法人税法施行令第百十二条第六項	前項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項
法人税法施行令第百十二条第七項	、法第五十七条第二項	、地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
	生じた欠損金額とみなされた	生じた欠損金額又は個別欠損金額とみなされた
	（法第五十七条第二項	（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
	他の関連法人において同条第一項	他の関連法人において同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項